



内容についてのご意見をホームページ「お問い合わせ」より、お寄せ下さい。

<http://www.fruits-nisseikyo.or.jp/inquiry/index.php>

## 食品、添加物等の規格基準の一部を改正について

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長通知が平成29年2月23日、食品、添加物等の規格基準の一部が改正されました。改正の概要等果実について抜粋して掲載します。

### 第 1 改正等の概要

- 1 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。）第 11 条第 1 項の規定に基づき、動物用医薬品アルトレノゲスト、農薬イソピラザム、農薬イミシアホス、農薬エトフェンプロックス、農薬エトフメセート、動物用医薬品エリスロマイシン、農薬キノメチオナート、動物用医薬品クロサンテル、農薬サフルフェナシル、農薬 1, 3-ジクロロプロペン、農薬シフルメトフェン、農薬ビシクロピロン、動物用医薬品ピペラジン、農薬フルアジホップブチル、動物用医薬品フルメトリン、動物用医薬品ベダプロフェン、動物用医薬品メトクロプラミド、農薬メパニピリム及び動物用医薬品ロメフロキサシンについて、食品中の残留基準値を設定したこと（キノメチオナート及びキノメチオネートは同一の農薬であるため、今後キノメチオナートとして記載し、フルアジホップは今後フルアジホップブチルとして記載する。）（別紙 1 参照）。
- 2 法第 11 条第 1 項の規定に基づき、残留基準値が設定されている農薬チオメトンについて、食品中の残留基準値を削除したこと（別紙 1 参照）。
- 3 法第 11 条第 1 項の規定に基づき、動物用医薬品イプロニダゾールについて、食品において「不検出」とされる農薬等の成分である物質として規定するとともに、既存の「ジメトリダゾール、メトロニダゾール及びロニダゾール試験法」を削除し、新たに「イプロニダゾール、ジメトリダゾール、メトロニダゾール及びロニダゾール試験法」を定め、その分析物質をイプロニダゾールにあつてはイプロニダゾール及び 1-メチル-2-(2'-ヒドロキシイソプロピル)-5-ニトロイミダゾールとし、ジメトリダゾールにあつてはジメトリダゾール及び 2-ヒドロキシメチル-1-メチル-5-ニトロイミダゾールとし、メトロニダゾールにあつてはメトロニダゾール及び 1-(2-ヒドロキシエチル)-2-ヒドロキシメチル-5-ニトロイミダゾールとし、ロニダゾールにあつてはロニダゾール及び 2-ヒドロキシメチル-1-メチル-5-ニトロイミダゾールとしたこと。

- 4 法第 11 条第 1 項の規定に基づき、食品において「不検出」とされる農薬等の成分である物質として規定されているカプタホールについて、カプタホール 試験法（畜水産物）を定めたこと。
- 5 法第 11 条第 1 項の規定に基づき、食品において「不検出」とされる農薬等の成分である物質として規定されているクロラムフェニコールにおける試験法を改正したこと。

## 第 2 適用期日

公布の日から適用されるものであること。ただし、イプロニダゾール、ジメトリダゾール、メトロニダゾール及びロニダゾール試験法、カプタホール試験法（畜水産物）並びにクロラムフェニコール試験法については、公布の日から 6 月以内に限り、なお従前の例によることができ、下表の農薬等ごとに掲げる食品に係る残留基準値については、公布の日から 6 月以内に限り、なお従前の例による。

## 第 3 通知改正の内容及び運用上の注意

- (1) 今回残留基準値を設定するイソピラザムとは、イソピラザム (syn 体) 及びイソピラザム (anti 体) とする。
- (2) 今回基準値を設定するエトフェンプロックスにあつては、「鶏の脂肪」の基準値を鶏の皮膚にも適用し、「その他の家きんの脂肪」の基準値をその他の家きんの皮膚にも適用すること。
- (3) 今回残留基準値を設定するエトフメセートとは、エトフメセート、代謝物 M2【2,3-ジヒドロ-3,3-ジメチル-2-オキソ-ベンゾフラン-5-イルメタンスルホナート】をエトフメセートに換算したもの及び熱酸処理で代謝物 M2に変換される代謝物（代謝物 M3【2-(2-ヒドロキシ-5-メタンスルホニルオキシフェニル)-2-メチルプロピオン酸】及び代謝物 M3 抱合体を含む。）をエトフメセートに換算したものの和とする。
- (4) 今回残留基準値を設定するエリスロマイシンとは、エリスロマイシンAとする。
- (5) エリスロマイシンについては、食品、添加物等の規格基準第 1 食品の部A食品一般の成分規格の第 1 項に規定する抗生物質又は化学的合成品たる抗 菌性物質に該当することから、残留基準値の設定されていない食品については、本剤を含有するものであつてはならない。
- (6) 「羊」に設定されていたクロサンテルの残留基準値については、基準を統合して「その他の陸棲哺乳類に属する動物」として残留基準値を設定する。
- (7) 今回残留基準値を設定する 1, 3-ジクロロプロペンとは、1, 3-ジクロロプロペン (E 体) 及び 1, 3-ジクロロプロペン (Z体) の和とする。
- (8) 今回残留基準値を設定するシフルメトフェンとは、農産物についてはシフルメトフェンとし、畜産物についてはシフルメトフェン及び代謝物 B-1【 $\alpha, \alpha, \alpha$ -トリフルオロ-*o*-トルイル酸】をシフルメトフェン含量に換算したものの和とする。
- (9) 今回残留基準値を設定するビスクロピロンとは、ビスクロピロン、代謝物B【2-(2-メトキシ-エトキシメチル)-6-トリフルオロメチル-ニコチン酸】（加水分解により代謝物B に変換される代謝物を含む。）をビスクロピロンに換算したもの及び代謝物 K【2-(2-ヒドロキシ-エトキシメチル)-6-トリフルオロメチル-ニコチン酸】（加水分解により代謝物K に変換される代謝物を含む。）をビスクロピロンに換算したものの和とする。
- (10) 今回残留基準値を設定するフルアジホップブチルとは、フルアジホップブチル及びフルアジホ

ップ酸(加水分解によりフルアジホップ酸に変換される代謝物を含む。)をフルアジホップブチルに換算したものの和とする。ただし、フルアジホップブチルにはフルアジホップPブチルが含まれ、フルアジホップ酸にはフルアジホップP酸が含まれるものとする。

- (11) 今回残留基準値を設定するフルメリンとは、各異性体の和とする。
- (12) 今回残留基準値を設定するフルメリンにあつては、「鶏の脂肪」の基準値を鶏の皮膚にも適用し、「その他の家さんの脂肪」の基準値をその他の家さんの皮膚にも適用すること。
- (13) 今回残留基準値を設定するメクロプラミドとは、メクロプラミド(塩酸酸性条件での加水分解によりメクロプラミドに変換される代謝物を含む。)とする。
- (14) 今回残留基準値を設定するメパニピリムとは、メパニピリム及びメパニピリムプロパノール体【1-(2-アニリノ-6-メチルピリミジン-4-イル)-2-プロパノール】(抱合体を含む。)をメパニピリムに換算したものの和とする。
- (15) ロメフロキサシンについては、食品、添加物等の規格基準第1食品の部A 食品一般の成分規格の第1項に規定する抗生物質又は化学的合成品たる抗菌性物質に該当することから、残留基準値の設定されていない食品については、本剤を含有するものであつてはならない。

※資料・厚生労働省ホームページより

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzentu/0000152665.pdf>

別紙(果物、すいか、メロン類、まくわうりで今回の改正で記載のあつたものを抜粋しています。)

インピラザム(殺菌剤)

食品名	残留基準値ppm	
	改正後※	改正前
メロン類果実	○ 0.05	
りんご	○ 5	
日本なし	○ 3	
西洋なし	○ 3	
もの	○ 0.2	
あんず(アクリコトを含む。)	○ 5	
すもも(プルーンを含む。)	○ 2	
うめ	○ 5	
いちご	○ 5	
ぶどう	○ 10	
かき	○ 2	
バナナ	○ 0.06	0.06

イミシアホス(殺線虫剤)

食品名	残留基準値ppm	
	改正後※	改正前
すいか	○ 0.1	0.02
メロン類果実	○ 0.05	0.05
いちご	○ 0.2	0.2

エトフェンプロックス(殺虫剤)

食品名	残留基準値ppm	
	改正後※	改正前
すいか	2	2
メロン類果実	2	2
まくわうり	2	2
みかん	2	2
なつみかんの果実全体	3	3
レモン	5	5
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	5	5
グレープフルーツ	5	5
ライム	5	5
その他のかんきつ類果実	5	5
りんご	2	2
日本なし	2	2
西洋なし	2	2
もも	2	2

エトフェンプロックス(殺虫剤)

食品名	残留基準値ppm	
	改正後※	改正前
ネクタリン	0.6	0.6
ぶどう	4	4
かき	2	2
マンゴー	5	5

キノメチオナート(殺ダニ剤・殺菌剤)

食品名	残留基準値ppm	
	改正後※	改正前
すいか	0.02	0.02
メロン類果実	0.1	0.1
まくわうり	0.1	0.1
みかん	● 0.1	0.5
なつみかんの果実全体	○ 0.7	0.5
レモン	○ 0.7	0.5
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 0.7	0.5
グレープフルーツ	○ 0.7	0.5
ライム	○ 0.7	0.5
その他のかんきつ類果実	○ 0.7	0.5
りんご	○ 0.5	0.2
日本なし	0.5	0.5
西洋なし	0.5	0.5
マルメロ	0.5	0.5
びわ	0.5	0.5
もも	0.5	0.5
ネクタリン	0.5	0.5
あんず(アクリコトを含む。)	0.5	0.5
すもも(プルーンを含む。)	0.5	0.5
うめ	0.5	0.5
おうとう(チェリーを含む。)	0.5	0.5
いちご	0.5	0.5
ラズベリー	● 0.3	0.3
ブラックベリー	● 0.3	0.3
ブルーベリー	● 0.3	0.3
クランベリー	● 0.3	0.3
ハックルベリー	● 0.3	0.3
その他のベリー類果実	● 0.1	0.1
ぶどう	● 0.1	0.1

キノメチオナート(殺ダニ剤・殺菌剤) つづき

食品名	残留基準値ppm	
	改正後※	改正前
かき	0.05	0.05
バナナ	●	0.3
キウイ	●	0.3
パパイヤ	●	5.0
アボカド	●	0.1
パイナップル	●	0.3
グアバ	●	0.3
マンゴー	●	0.3
パッションフルーツ	●	0.3
その他の果実	●	0.3

サフルフェナシル(除草剤)

食品名	残留基準値ppm	
	改正後※	改正前
なつみかんの果実全体	0.03	0.03
レモン	0.03	0.03
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.03	0.03
グレープフルーツ	0.03	0.03
ライム	0.03	0.03
その他のかんきつ類果実	0.03	0.03
りんご	0.03	0.03
日本なし	0.03	0.03
西洋なし	0.03	0.03
マルメロ	0.03	0.03
ネクタリン	0.03	0.03
あんず(アブリコットを含む。)	0.03	0.03
すもも(プルーンを含む。)	0.03	0.03
うめ	0.01	0.01
おうとう(チェリーを含む。)	0.03	0.03
ぶどう	0.03	0.03
バナナ	0.03	0.03
マンゴー	0.03	0.03
その他の果実	○ 0.03	0.01

1,3-ジクロロプロペン(殺虫剤)

食品名	残留基準値ppm	
	改正後※	改正前
すいか	0.01	0.01
メロン類果実	0.01	0.01
まくわうり	0.01	0.01
いちご	0.01	0.01

シフルメトフェン(殺ダニ剤)

食品名	残留基準値ppm	
	改正後※	改正前
すいか	0.2	0.2
メロン類果実	0.2	0.2
みかん	0.2	0.2
なつみかんの果実全体	5	5
レモン	10	10
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	10	10
グレープフルーツ	10	10
ライム	10	10
その他のかんきつ類果実	10	10
りんご	2	2
日本なし	2	2
西洋なし	2	2
マルメロ	○ 0.4	
びわ	0.3	0.3
もも	0.2	0.2

シフルメトフェン(殺ダニ剤) つづき

食品名	残留基準値ppm	
	改正後※	改正前
ネクタリン	2	2
あんず(アブリコットを含む。)	10	10
すもも(プルーンを含む。)	1	1
うめ	10	10
おうとう(チェリーを含む。)	10	10
いちご	2	2
ぶどう	3	3
その他の果実	2	2

チオメトン(殺虫剤・ダニ駆除剤)

食品名	残留基準値ppm	
	改正後※	改正前
すいか	●	0.05
メロン類果実	●	0.05
まくわうり	●	0.05
みかん	●	0.02
なつみかんの果実全体	●	0.05
レモン	●	0.05
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	●	0.05
グレープフルーツ	●	0.05
ライム	●	0.05
その他のかんきつ類果実	●	0.05
りんご	●	0.05
日本なし	●	0.05
西洋なし	●	0.05
マルメロ	●	0.05
びわ	●	0.05
もも	●	0.05
ネクタリン	●	0.05
あんず(アブリコットを含む。)	●	0.05
すもも(プルーンを含む。)	●	0.05
うめ	●	0.05
おうとう(チェリーを含む。)	●	0.05
いちご	●	0.05
ラズベリー	●	0.05
ブラックベリー	●	0.05
ブルーベリー	●	0.05
クランベリー	●	0.05
ハックルベリー	●	0.05
その他のベリー類果実	●	0.05
ぶどう	●	0.05
かき	●	0.05
バナナ	●	0.05
キウイ	●	0.05
パパイヤ	●	0.05
アボカド	●	0.05
パイナップル	●	0.05
グアバ	●	0.05
マンゴー	●	0.05
パッションフルーツ	●	0.05
なつめやし	●	0.05
その他の果実	●	0.05

フルアジホップブチル(除草剤)

食品名	残留基準値ppm	
	改正後※	改正前
すいか	●	0.1
メロン類果実	●	0.1
まくわうり	●	0.1
みかん	● 0.05	0.1

フルアジホップブチル(除草剤) つづき

食品名	残留基準値ppm	
	改正後※	改正前
なつみかんの果実全体	● 0.05	0.1
レモン	● 0.05	0.1
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	● 0.05	0.1
グレープフルーツ	● 0.05	0.1
ライム	● 0.05	0.1
その他のかんきつ類果実	● 0.05	0.1
りんご	●	0.1
日本なし	● 0.05	0.1
西洋なし	● 0.05	0.1
マルメロ		0.01
びわ		0.01
もも	●	0.05
ネクタリン	●	0.05
あんず(アプリコットを含む。)	●	0.05
すもも(プルーンを含む。)	●	0.05
うめ	●	0.05
おうとう(チェリーを含む。)	●	0.05
いちご	●	0.2
ラズベリー	●	0.2
ブラックベリー	●	0.2
ブルーベリー	●	0.2
クランベリー	●	0.2
ハックルベリー	●	0.2
その他のベリー類果実	●	0.2
ぶどう	●	0.2
かき	●	0.1
バナナ		0.1
キウイ	●	0.05
パパイヤ	●	0.05
アボカド	●	0.02
パイナップル	● 0.05	0.05
グアバ	●	0.05
マンゴー	●	0.05
パッションフルーツ	●	0.05
その他の果実	●	0.1

メパニピリム(殺菌剤)

食品名	残留基準値ppm	
	改正後※	改正前
すいか	● 0.5	2
メロン類果実	● 0.1	2
まくわうり	●	2
みかん	● 0.1	0.2
なつみかんの果実全体	●	2
レモン		2
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)		2
グレープフルーツ		2
ライム		2
その他のかんきつ類果実		2
りんご		2
日本なし	●	2
西洋なし	● 1	2
マルメロ	●	2
びわ	● 0.05	2
もも		2
ネクタリン	●	2
あんず(アプリコットを含む。)	●	20
すもも(プルーンを含む。)	●	20
うめ	●	20
おうとう(チェリーを含む。)	●	20
いちご		10
ラズベリー	● 5	20
ブラックベリー	●	20
ブルーベリー	●	20
クランベリー	●	20
ハックルベリー	●	20
その他のベリー類果実	●	20
ぶどう		15
かき		2
バナナ	●	2
キウイ	●	2
パパイヤ	●	2
アボカド	●	2
パイナップル	●	2
グアバ	●	2
マンゴー	● 1	2
パッションフルーツ	●	2
なつめやし	●	20
その他の果実	●	20

脚注

- ※○:平成29年2月23日適用(規制緩和の品目)
- :平成29年8月23日適用(規制強化の品目)

今回残留基準値を設定するイソピラザムとは、イソピラザム(syn 体)及びイソピラザム(anti 体)の和とする。

今回残留基準値を設定するイプロニダゾールにあつては、食品において「不検出」とされる農薬等の成分である物質として規定することから、全ての食品において本剤を含有するものであつてはならないこと。

残留基準値の欄に記載のない食品及び表中にない食品については、一律基準(0.01ppm)が適用される。ただし、エリスロマイシン及びロメフロキサシンについては、食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示370号)第1食品の部 A 食品一般の成分規格の第1項に規定する抗生物質又は化学的合成品たる抗菌性物質に該当することから、残留基準値の欄に記載のない食品及び表中にない食品については、本剤を含有するものであつてはならない。

今回残留基準値を設定するエトフメセートとは、エトフメセート、代謝物M2【2,3-ジヒドロ-3,3-ジメチル-2-オキソベンゾフラン-5-イル メタンスルホナート】をエトフメセートに換算したもの及び熱酸処理で代謝物M2に変換される代謝物(代謝物M3【2-(2-ヒドロキシ-5-メタンスルホニルオキシフェニル)-2-メチルプロピオン酸】及び代謝物M3抱合体を含む。)をエトフメセートに換算したものの和とする。

今回残留基準値を設定するエリスロマイシンとは、エリスロマイシンAとする。

「羊」に設定されているクロサンテルの残留基準値については、基準値を統合して「その他の陸棲哺乳類に属する動物」として残留基準値を設定する。

今回残留基準値を設定する1, 3-ジクロロプロペンとは、1, 3-ジクロロプロペン (E体) 及び1, 3-ジクロロプロペン (Z体) の和とする。

今回残留基準値を設定するシフルメトフェンとは、農産物についてはシフルメトフェンとし、畜産物についてはシフルメトフェン及び代謝物B-1【 $\alpha, \alpha$ -トリフルオロ-o-トルイル酸】をシフルメトフェン含量に換算したものの和とする。

今回残留基準値を設定するピシクロピロンとは、ピシクロピロン、代謝物B【2-(2-メトキシ-エトキシメチル)-6-トリフルオロメチル-ニコチン酸】(加水分解により代謝物Bに変換される代謝物を含む)をピシクロピロンに換算したものと及び代謝物K【2-(2-ヒドロキシ-エトキシメチル)-6-トリフルオロメチル-ニコチン酸】(加水分解により代謝物Kに変換される代謝物を含む)をピシクロピロンに換算したものの和とする。

今回残留基準値を設定するフルアジホップブチルとは、フルアジホップブチル及びフルアジホップ酸(加水分解によりフルアジホップ酸に変換される代謝物を含む。)をフルアジホップブチルに換算したものの和とする。ただし、フルアジホップブチルにはフルアジホップPブチルが含まれ、フルアジホップ酸にはフルアジホップP酸が含まれるものとする。

今回残留基準値を設定するフルメリンとは、各異性体の和とする。

今回残留基準値を設定するメクロブラミドとは、メクロブラミド(塩酸性条件での加水分解によりメクロブラミドに変換される代謝物を含む。)とする。

今回残留基準値を設定するメパニピリムとは、メパニピリム及びメパニピリムプロパノール体【1-(2-アニリノ-6-メチルピリミジン-4-イル)-2-プロパノール】(抱合体を含む。)をメパニピリムに換算したものの和とする。

#### 参考

- ・「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
- ・「小豆類」とは、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。
- ・「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも及びこんにゃく以外のものをいう。
- ・「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
- ・「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
- ・「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。
- ・「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
- ・「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、んず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
- ・「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
- ・「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。